

施行：平成30年6月25日改正  
令和7年3月21日改正

## 阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク利用の手引

### 阿蘇地域世界農業遺産ロゴマークとは

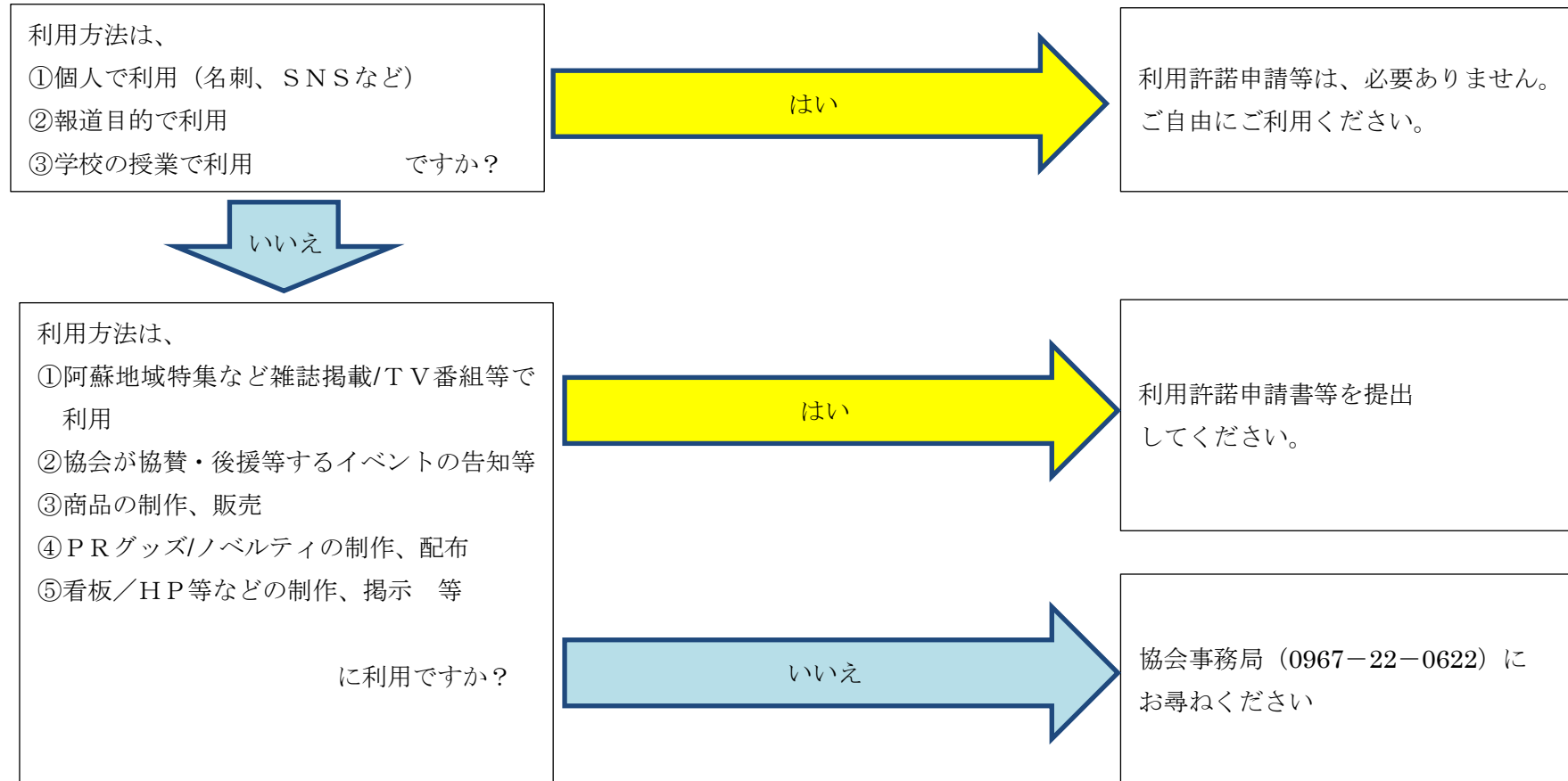
- 1) 阿蘇地域のPR
- 2) 阿蘇地域産品の販路拡大
- 3) 阿蘇地域の産業振興

を目的としたロゴです。

この目的に沿っていれば、食品をはじめ、Tシャツ、缶バッジ、キーホルダー、お土産品など様々なものに、県内外を問わず、どなたでもご利用いただけます。



## (1) はじめに【申請フロー図】



\*食品への利用に関しては、制限があります。食品への利用については7ページをご覧ください。

\*ロゴマークは協会ホームページからダウンロードできます。

## (2) 利用許諾申請方法

以下の書類をご提出ください。

(1) 利用許諾申請書（別記第1号様式）

(2) 会社概要又は事業内容が分かるパンフレット

### <提出先>

〒869-2612

熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402

阿蘇地域世界農業遺産推進協会事務局

（阿蘇地域振興局 農林部 農業普及・振興課内）

TEL：0967-22-0622

受付時間：平日8：30～17：15

### <留意事項>

- \* 申請内容や受付状況によって許諾までの時間が異なります。
- \* 利用許諾申請をされたデザインの変更や修正をして頂くことがあります。
- \* 必ず利用許諾を受けてから量産してください。
- \* 利用許諾をお断りする場合や利用の条件を付す場合があります。
- \* 登録日から3年間有効です。

## (3) 色・形の指定

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行の配色もしくはモノクロ</li><li>・ 縦横比の変更は不可</li></ul> |
|---|

ただし、配色を変えることでコスト低減が図られる等、適当と認められる場合においてはその限りではありません。

その場合は、利用許諾申請（別記第1号様式）及び利用許諾変更/更新申請書（別記第4号様式）のロゴ利用予定図・写真に配色変更後のイメージ図及び変更の理由をご記入ください。

適当と認められる場合、利用許諾通知書（別記第2号様式）に記した配色でのみロゴの配色変更を認めます。



ローマ字 ver



日本語 ver

【使用例】

ロゴの近い場所に特定商品情報を配置することはできませんが、「阿蘇世界農業遺産」などの文言を配置することはできます。



阿蘇世界農業遺産

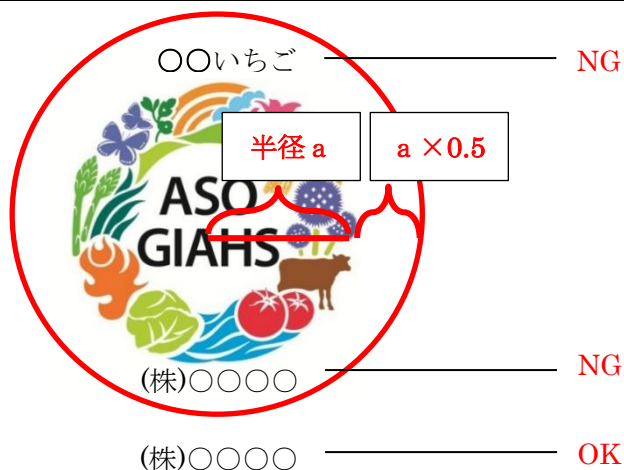
(4) その他禁止事項

・ 特定の商品／企業の「おすすめ」はできません。

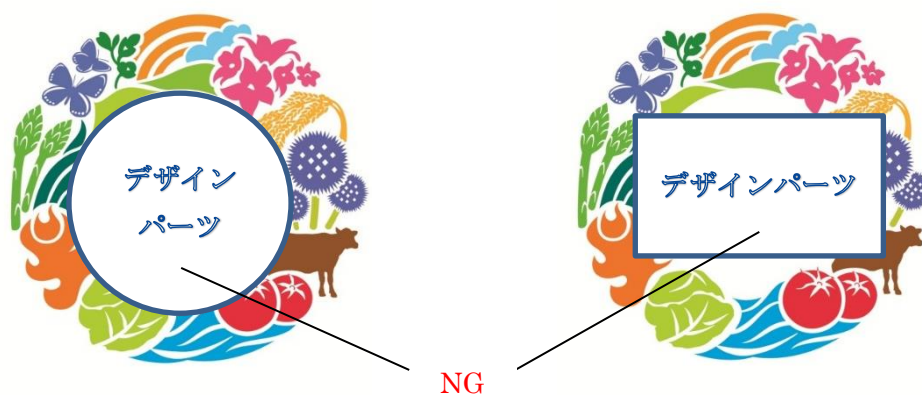
パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明をすることはできません。そのため下記の「特定商品情報」が配置できるエリアを定めています。

「特定商品情報」とは

| 特定商品情報            | 備考                |
|-------------------|-------------------|
| 商品名               |                   |
| 商品画像              | 商品が特定できない一般的なものは可 |
| 価格情報／商品情報         |                   |
| 企業名／企業ロゴ／企業キャラクター |                   |
| おすすめ表現            |                   |



- ・ ロゴマークに別のデザインをかぶせることはできません。



### (5) 食品への利用について

#### 【原則】

- ①阿蘇G I A H S 認定地域（阿蘇市、小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村。（以下同））内で生産された農林水産物、又はそれらを利用した加工品であること。
- ②阿蘇G I A H S 認定地域内ではないが、阿蘇の野草を活用して生産した農林水産物であること。

#### 【ロゴ利用ができる食品】

|                |            | 農林水産物 | 左を利用した加工品 |
|----------------|------------|-------|-----------|
| 阿蘇 GIAHS 認定地域内 |            | ○     | ○         |
| 阿蘇 GIAHS 認定地域外 | 阿蘇地域の野草を活用 | ○     | ×         |
|                | それ以外       | ×     | ×         |

\* 阿蘇G I A H S 認定地域内と認定地域外の農林水産物が混在する場合で、やむを得ないと判断されるものは、ロゴの利用を認めます。

## (6) 利用許諾を受けたら

別記様式第2号 (第9条関係)

阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク利用許諾書

(申請者) 様 平成 年 月 日

阿蘇地域世界農業遺産推進協会会長 印

申請のありました阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク利用につきまして、下記のとおり許諾することとしましたので通知します。  
なお、利用にあたっては、阿蘇地域世界農業遺産ロゴマークの利用に関する規程第8条の規定を遵守されますようお願いいたします。

記

○利用を許諾する対象物 (詳細は申請書副本のとおり)

名称

○利用許諾番号

|   |   |  |  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|--|--|
| # | A |  |  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|--|--|

※この許諾番号は、申請書副本に記載された「利用申請の対象物」に限り使用が認められたものであり、他の利用許諾を受けていない商品等への使用はできません。

○利用許諾期間

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | 平成 年 月 日から3年間 |
|--------------------------|---------------|

この【利用許諾番号】が製品を量産する場合に必要です。

無くさないようご注意ください。

利用許諾番号は番号はアルファベットの「A」から始まる5桁の番号です。

- ・ 利用許諾を受けた後にも、求めに応じて完成品の写真の提出や売り上げの報告行っていただく場合があります。
- ・ 利用許諾内容の変更や更新については、「変更・更新申請」が必要です。別記第4号様式をご提出ください。